

# 経営事項審査・再審査申請のお知らせ

建設業法施行規則等の一部が改正され、経営規模等評価の評価項目及び基準が変更（平成27年4月1日以降申請分から）されますので、改正に伴う再審査申請手続についてお知らせします。  
なお、この申請手続は、京都府知事許可業者に対する内容でありますので御注意願います。

## 1 再審査申請について

### (1) 再審査申請とは

旧基準で発行済みの経審結果について、新基準で再計算を行った新しい経審結果に置き換えるための手続きです。

### (2) 再審査の対象

再審査を受けようとする日に有効な旧基準の経審結果を有するもの

### (3) 再審査申請の受付期間

平成27年4月1日（水）～平成27年7月29日（水）の120日間（ただし、今回の改正に係る再審査に限る）

### (4) 再審査申請書の提出先

各土木事務所（受付日は各土木事務所により異なりますので、各土木事務所に確認の上、申請してください。）

### (5) 再審査の手数料

無料（ただし、今回の改正に係る再審査に限る）

## 2 申請書記載事項の留意事項

### (1) 申請書記載方法

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に全ての項目を記載してください。通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

なお、今回の経審改正で変更された様式は、「別紙二 技術職員名簿」「別紙三 その他の審査項目（社会性等）」です。

#### ①申請書1枚目

##### 【表題部】

~~経営規模等評価申請書~~

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書

平成 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~

建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

※「経営規模等評価申請書」を二重線で消して下さい。

受付の際、申請の区分がわかりませんので必ず行って下さい。

## 【項番05 申請等の区分】

申請等の区分	項番
054	

※申請等の区分は 4 を記入ください。

## 【項番08から14】

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等は建設業の許可の内容で記載してください。

ただし、建設業許可で変更届が提出済の場合には、変更後の内容を記載してください。

### ②申請書2枚目

再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申請を行う者については、下表に必要な事項を記載のこと	
審査の通知の番号	審査の通知の年月日
※1	※2 平成〇〇年〇〇月〇〇日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
※3 平成27年4月1日施行の改正に係る事項	※4 制度改正のため

※1「審査結果の通知番号」の欄は、空欄にしてください。

※2「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。

※3「再審査を求める事項」欄に「平成27年4月1日施行の改正に係る事項」と記載してください。

※4「再審査を求める理由」欄に「制度改正のため」と記載してください。

### ③申請書3枚目以降

再審査に係る既経営事項審査申請書記載内容のとおりすべてに記入してください。

## 3 再審査申請書類

○**経営事項審査申請書(建設業法施行規則別記様式第25の11)** **提出** ※提出部数は3部

・別紙一、別紙二、別紙三(改正後の様式)を含む

・「再審査に係る既経営状況分析結果通知書写し」及び「経営事項審査結果通知書の写し」を添付

○**再審査に係る既経営事項審査申請書副本(受付印のあるもの)** **提示**

○**改正事項にかかる確認書類(次頁を参照)**

①建設機械の保有状況

改正により新たに評価対象となった建設機械について、追加で記載してください。追加で記載したもののみ、確認書類の提出・提示が必要です。

(従来から評価対象である建設機械の追加記載、記載している建設機械の削除はできません。)

②若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

技術職員名簿に記載のある満35歳未満の技術職員について、確認書類の提出・提示が必要です。

③技術職員

大工工事業について「型枠施工」の資格、管工事業について「建築板金」(ダクト板金作業)の資格を有する技術職員に限りです。

上記の技術職員を評価対象とする場合、確認書類の提出・提示が必要です。

	提出・提示書類等 (「写し」の表示がないものは原本が必要)
建設機械の保有状況 (項番56)	<p>【改正により評価対象となった建設機械】</p> <p>A「モーターグレーダー」(自重が5トン以上のもの)</p> <p>B「移動式クレーン」(つり上げ荷重3トン以上のもの)</p> <p>C「大型自動車(大型ダンプ車)」(「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」かつ「事業の種類として「建設業」を届出、表示番号の指定を受けているもの」)</p> <p>【確認書類】</p> <p>「建設機械の保有一覧表」の提出及び次の書類の提出・提示</p> <p>Aオフロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定自主検査記録表(表・裏)の写しの提出</li> <li>・所有の確認ができる書類(契約書等)の提示</li> <li>・建設機械写真台紙の提出</li> </ul> <p>Aオンロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の写しの提出</li> <li>・特定自主検査記録表(表・裏)の写しの提出</li> </ul> <p>Bの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式クレーン検査証の写しの提出</li> <li>・自動車検査証の写しの提出(オフロード車の場合は、所有の確認ができる書類(契約書等)の提示)</li> </ul> <p>Cの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の写しの提出</li> </ul> <p>※リースの場合は、併せて契約書などリースの確認ができるものの原本提示。 ※該当なしの場合は不要。</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保(項番59)	<p>次のいずれかの提示(満35歳未満の技術職員の生年月日が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本</li> <li>・「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し</li> <li>・住民票又は住民票記載事項証明書の原本</li> </ul> <p>※該当なしの場合は不要。</p>
新規若年技術職員の育成及び確保(項番60)	<p>次のいずれかの提示(新たに技術職員名簿に記載された満35才未満の技術職員が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度技術職員名簿(前年度経営事項審査申請書副本)</li> <li>・健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本</li> <li>・「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し</li> <li>・雇用開始年月日が確認できる「雇用契約書」等の写し</li> <li>・新規開業の場合、事業開始年月日が確認できる京都府への事業開始届等の写し(建設業許可申請書副本)</li> </ul> <p>※該当なしの場合は不要。</p>
技術職員(項番61)	<p>再審査申請できるのは次の場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大工工事業について「型枠施工」の資格を有する技術職員を評価対象とする場合</li> <li>・管工事業について「建築板金(ダクト板金作業)」の資格を有する技術職員を評価対象とする場合</li> </ul> <p>該当する技術職員について、技能検定合格証書の写しの提出</p> <p>※新たに技術職員名簿に記載した者については、別途常勤性の確認が必要。詳細は「経営事項審査申請の手引き」を参照。</p> <p>※該当なしの場合は不要。</p>

## 4 改正概要

### (1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価対象とする。

- ・若年技術職員の継続的な育成及び確保  
→技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合、1点加算する。
- ・新規若年技術職員の育成及び確保  
→新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合、1点加算する。

### (2) 建設機械の保有状況の評価対象とする建設機械の範囲を拡大する。

【今回の改正により評価対象に追加されたもの】

- ・移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上のもの）
- ・大型ダンプ車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）
- ・モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）

※従来から評価対象であるもの

- ・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの）
- ・トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
- ・ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）

### (3) 有資格区分コードの追加。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規程による技能検定のうち、

- ・大工工事業について「型枠施工」の資格を有する技術職員を評価対象とする。
- ・管工事業について「建築板金（ダクト板金作業）」の資格を有する技術職員を評価対象とする。

## 5 申請書類の改正

### (1) 【別紙三】 その他審査項目（社会性）

- ・若年技術職員の継続的な育成及び確保を追加
- ・新規若年技術職員の育成及び確保

#### 改正後記入例

技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上かつ「新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上」の場合

別紙三

(用紙A4)  
20004

#### その他の審査項目（社会性等）

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況				
		技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
若年技術職員の継続的な育成及び確保	591 [1.該当、2.非該当]	8 (人)	2 (人)	25 (%)
新規若年技術職員の育成及び確保	601 [1.該当、2.非該当]		1 (人)	12.5 (%)

(2) 【別紙二】技術職員名簿

- ・新規掲載者に○印を記入する欄を追加。
- ・審査基準日現在の満年齢の記入欄を追加。

改正後記入例

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員の記載がある場合

別紙二

(用紙A4)  
20005

技術職員名簿

頁 項番 数 61001 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード		講習受講	業種コード	有資格区分コード		講習受講	監理技術者資格者証交付番号
						3	5			10			
1	○	港湾 七郎	昭和 59 年 4 月 1 日	31	62	01	00	22					
2		大野 六郎	昭和 58 年 9 月 24 日	31	62	23	23	42	09	26	52		
3		丹後 五郎	昭和 55 年 4 月 1 日	35	62	23	13	31	09	06	42		0999999999

(3) 建設機械の保有状況一覧表

評価対象となる建設機械の範囲が拡大されたことに伴い、建設機械の保有一覧表を改訂。

改正後記入例

建設機械の保有一覧表

ページ番号1/1

審査基準日:平成27年 3月 31日

申請者

許可番号

No.	前年(前回)記載の有無		建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日		備考
	有	無							リース開始日	リース期間満了日	
1	○		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	〇〇製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有 リース	年 月 日 平成24年10月1日 平成29年9月30日		
2		○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	〇〇建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	年 月 日 平成19年11月23日		
3		○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	〇〇自動車	XXX-AABB	京都 XXX O YYYY 〇〇 達 1234	最大積載量9,000kg	自社所有 リース	年 月 日 平成22年1月21日		
			ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日		

【お問い合わせ先】

京都府建設交通部指導検査課建設業担当 TEL : 075-414-5223

〃 京 都 土 木 事 務 所 総 務 契 約 室 075-701-0169

〃 乙 訓 〃 075-931-2156

〃 山 城 北 〃 0774-62-0223

〃 山 城 南 〃 0774-72-1152

〃 南 丹 〃 0771-62-1527

〃 中 丹 東 〃 0773-42-1020

〃 中 丹 西 〃 0773-22-5115

〃 丹 後 〃 0772-22-3244